

第三次小金井市地域福祉活動計画

誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

社会福祉法人 小金井市社会福祉協議会

第三次小金井市地域福祉活動計画
誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

2019年3月

<編集・発行>

社会福祉法人小金井市社会福祉協議会

〒184-0004

小金井市本町 5-36-17

TEL 042-386-0294 FAX 042-386-1294


E-mail k-shakyo@jcom.home.ne.jp

第三次小金井市地域福祉活動計画の策定にあたって

社会福祉法人

小金井市社会福祉協議会

会 長 芳 須 保 行



写 真

このたび、小金井市社会福祉協議会は、2019年度から2024年度までの6か
年を計画期間とする「第三次小金井市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画は、2014年に策定した「第二次小金井市地域福祉活動計画」を踏襲し
ながら、2018年3月に小金井市が策定した「地域福祉計画」との整合を図り、小
金井市との連携・協働を考慮し策定しました。基本理念についても、市の「地域福祉
計画」の基本理念と同じく「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」としまし
た。

近年、少子高齢化の進展など社会経済状況の変化に伴い、孤立化・貧困など複合的
な課題を持つ人が増加し、福祉ニーズは多様化・増大化をしております。

このような情勢の中、本計画では、「福祉のまちづくり」、「包括的支援体制の構築」、
「地域活動の活性化」と社会福祉協議会の「組織体制の強化」の4つの基本目標を掲
げ、地域住民の支え合いを基にした地域で共に生きる社会「地域共生社会」の実現を
目指しています。

計画の実施にあたっては、関係機関・団体の皆さま、市民の皆さまと連携・協働し
ながら地域の福祉課題の解決に向け取り組んでいきたいと考えております。是非、皆
さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りましたルーテル学院大学
の金子和夫先生、貴重な意見をお寄せいただきました地域福祉ファシリテーターの皆
さま、東京都社会福祉協議会、小金井市、その他関係者に厚く御礼を申し上げます。

第三次小金井市地域福祉活動計画の策定にあたって

ルーテル学院大学教授

金子 和 夫

「小金井市第三次地域福祉活動計画」の策定にあたり、策定アドバイザーの任を仰せ使いました。「小金井市保健福祉総合計画（地域福祉計画）」策定委員長として、同計画策定にあたった関係上、小金井市社会福祉協議会策定の地域福祉活動計画にもかわらせていただくことになりました。

ご承知のとおり、地域福祉活動計画は地域福祉計画と整合性を図って策定されなければなりません。この両計画策定にあたり、共通して感じたことは小金井市民の力量の高さでした。地域福祉計画においてもそうでしたが、地域福祉活動計画策定に参加された市民の方々は、すでに各地域で活躍され、かつ、専門的な資質を伴った地域福祉ファシリテーターの皆さんでした。策定会議において、地域の実情はもちろんのこと市内全体の状況を明確に把握し、問題状況と現行での対応、その上に新たな対応として考える体制づくりを真剣に、かつ、活発に議論されていました。とりたてて、私たちがアドバイザーとしてアドバイスするまでもなく、作業部会メンバーである社会福祉協議会職員の方々も、策定会議メンバーの質問に熱心に答えられ、その結果として今回の計画は、市民と社会福祉協議会が一体となって策定できたものと考えています。

第二次地域福祉活動計画と異なる点は、地域福祉計画が上位計画として位置付けられた中で、それとの整合性が求められたものであること。また、地域包括ケアシステムのみならず、「地域共生社会」の実現をめざすために、「わが事・丸ごと」を実践していくことが求められています。それが計画に含まれることが新しい計画内容となっています。ただし、こうした内容は一朝一夕で展開できることではないと思います。そこにおいて大切なことは、やはり「人・市民・住民」に帰着すると思います。人が育ち、人が結びつき、地域が動いていくことが重要です。本計画がその一助となることを願っています。

目次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 1 第二次地域福祉活動計画の評価と課題 | 1 |
| 2 計画の目的 | 4 |
| 3 計画期間 | 4 |
| 第2章 計画の基本理念と基本目標 | 5 |
| 1 基本理念 | 5 |
| 2 基本目標 | 5 |
| 第3章 施策の展開 | 7 |
| 1 施策体系 | 7 |
| 2 施策の展開 | 9 |
| 基本目標1 福祉のまちづくり | 9 |
| 基本目標2 包括的支援体制の構築 | 12 |
| 基本目標3 地域活動の活性化 | 14 |
| 基本目標4 組織体制の強化 | 17 |
| 資料 | |
| 第二次地域福祉活動計画評価・課題 | 21 |
| 地域福祉活動計画策定経過 | 29 |
| 策定メンバー名簿 | 31 |
| 用語説明 | 32 |

第1章 計画策定の背景と目的

1 第二次地域福祉活動計画の評価と課題

基本目標Ⅰ 小地域を基盤にした総合的生活支援の取組

市民の声を積極的に取り上げるため、地域福祉ファシリテーターを包括圏域にまとめ、これを軸に連絡会を設けました。地域福祉コーディネーターと地域福祉ファシリテーターが中心となって、地域住民懇談会を包括圏域4地区において開催しました。懇談会では町会自治会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員など地域で関係している人たちが、地域の課題について話し合い、その話し合いの結果からサロン活動を立ち上げ、見守り活動に発展するなど、地域の課題に対して住民の視点を持った形で活動が始められることになったのは、非常に大きな成果といえます。

また、テーマ別で地域の居場所づくり講座を開催し、地域の居場所（サロン）づくりについての支援事業を実施してきました。地域福祉ファシリテーターにおいては、養成講座の過程において、修了後に地域活動に結び付けられるような仕組みがあり、サロン活動を始めるグループへの支援を行ってきました。

今後の課題は、既に始まっている活動から見えてくる更なる課題への取組と社会資源の有機的なつながりをいかに進めていくかであります。

基本目標Ⅱ 参加と自己表現を目指した協働の取組

市民が主体となって、積極的に地域の福祉を実現するために、ボランティア・市民活動団体への支援を継続して実施してきました。さくらファンドによる資金面での支援については、申請団体も多くなり一定の成果を上げていますが、助成金の規模や助成金活用状況などについて、より良い市民活動支援体制の構築は課題といえます。

主に、小中学生が参加する夏のボランティア体験学習では、多くの福祉施設や団体等の協力をいただきながら、地域での体験学習を通じて今後の地域活動への参加

のきっかけづくりを醸成してきました。

地域活動への参加のきっかけづくりとして、地域福祉ファシリテーター養成講座、地域の居場所づくり講座、音楽療法ボランティア養成講座、精神保健福祉ボランティア養成講座などを開催し、修了後に地域での活動に結び付けられるような働きかけを行ってきました。

また、ボランティア・市民活動の啓発のために「こがねい市民活動まつり」を市と市民活動団体とで協働で実施しました。

市民活動は福祉分野にとどまらず、様々な分野で行われていますが、インフォーマルな活動であるので、活動の維持継続に課題があります。広く市民に活動をPRするとともに寄附を含めた地域の支援者を増やしていくことが今後の課題となっています。

基本目標Ⅲ 安全と安心のまちづくり

防災活動の推進においては、災害時の体制整備を行い、災害ボランティアセンターの設置訓練を継続的に実施し、市防災訓練において災害時における連絡系統の調整のための訓練を行ってきました。

地域においては、町会等と「防災まちあるき」を実施し、防災への関心と住民同士の相互関係の構築を図り、災害ボランティアミーティングも開催し、小金井青年会議所との協定に向けた準備を行ってきました。

また、災害時の広域ネットワークの形成に向けて、東京ボランティア・市民活動センターと連携し、「首都直下地震時の災害ボランティア活動連携訓練」に協力し、近隣市社協と組むブロックにおいて、東日本大震災でブロック内に避難された方を対象に「避難者支援バスツアー」を実施しました。

なお、東日本大震災の避難生徒・児童に対し、災害見舞品の支給を継続して行っています。

防犯活動では、小金井市権利擁護センター関係機関等連絡会において、警察の方に出席をいただき、振り込め詐欺の現状等を確認し、チラシ等を窓口に設置し、普及啓発に努めています。

今後の課題として、これまでに蓄積したノウハウを生かし、他機関との関係性を強化する基盤を作る必要性があり、住民と協働しながら、災害時の対応をどのよう

にしていくかをさらに検討する必要があります。

セーフティネットを目指した地域福祉推進のための基盤強化事業である小金井市権利擁護センターふくしネットこがねいでは、権利擁護相談事業の充実を図るため、研修等に積極的に参加し、職員のスキルアップに努め、成年後見人を支えるため環境づくりとして、市との協議を続けてきました。

また、身寄りのない住民の方の安心した老後生活を続けていくための、「保証人に準ずるサービスと死後の整理事務」について、検討を重ね、2019年度から事業を開始する予定です。

小金井にし地域包括支援センターの事業展開では、法律の改正に伴う総合事業の導入などもありましたが、日々、高齢者への対応を充実させ、生活支援コーディネーターにより、小地域ケア会議で把握した地域の課題へ取り組み、様々な事業を展開してきました。

生活困窮者対策では、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、自立相談サポートセンターを小金井市より受託し、窓口を設置しました。それと同時に生活福祉資金等も同じ窓口で相談できるよう窓口の一元化を図りました。

今後、増加が見込まれる高齢者への対応や権利擁護が必要な認知症高齢者や障がい者への適切な相談体制を構築し、人員体制の強化など相談者が満足できるような支援体制が必要です。また、生活困窮者への対応では、他機関との更なる連携を強化し、困難ケース等への対応を進めていく必要があります。

基本目標Ⅳ 社会福祉協議会の質の向上を目指す

会員増強を図るために、社会福祉協議会の活動についてより分かりやすい広報紙やしおりの作成を行ってきました。ホームページに関しても更新を定期的に行い、情報発信に努めました。

社会福祉協議会の会員基盤となる町会・自治会と「防災まちあるき」など災害をテーマに防災イベントに参加するなどして連携してきました。

一方、町会自治会の組織率の低下は、運営そのものについて事業全体に大きく影響を与えています。

市との連携を強化しながら住民主体のまちづくりを推進していくことが今後の大きな課題であります。

2 計画の目的

「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」を実現するために、地域住民、NPO法人、ボランティア団体が、住民主体で地域福祉を推進していくうえでの具体的な活動を示したものです。

また、小金井市が策定した地域福祉計画と連携を図りながら、総合的に地域福祉の推進をめざす計画です。

3 計画期間

第三次地域福祉活動計画の計画期間は、2019年度から2024年度までの6年間です。

なお、この計画は、小金井市地域福祉計画（計画期間：2018年から2023年度までの6年間）との連携を図るため、市の計画内容を勘案しながら策定しました。

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

すべての市民が主体的な意志に基づき、その人間性が重視され、誰もが安心して安全に暮らせ、社会福祉協議会の理念である住民主体の原則に基づき、住民参加を得て、生きがいのあるまちづくりの実現をめざします。地域で暮らす一人ひとりが孤立せず、共に生きともに支えあう思いやりのある地域づくりをめざします。

2 基本目標

(1) 福祉のまちづくり

- ・東京都内の社会福祉協議会と更なる連携を図り、災害時に相互協力する体制づくりを進めます。行政、民生委員・児童委員等と連携強化し、避難者への支援体制を構築します。
- ・小中学校等の福祉教育に対し職員及び福祉関係者の派遣を進めます。
- ・支援を必要とする高齢者、障がいのある方などのため権利擁護事業の推進を図ります。

(2) 包括的支援体制の構築

- ・地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民懇談会の開催を通して小地域福祉活動を推進します。
- ・高齢者など支援を必要とする方への住民同士の支え合い活動を推進します。
- ・生活困窮者への支援を推進します。

(3) 地域活動の活性化

- ・サロン活動の支援等を行い地域の居場所づくりを推進します。
- ・市民のボランティア活動や市民活動を推進するためボランティア・市民活動セン

ターを事業展開します。

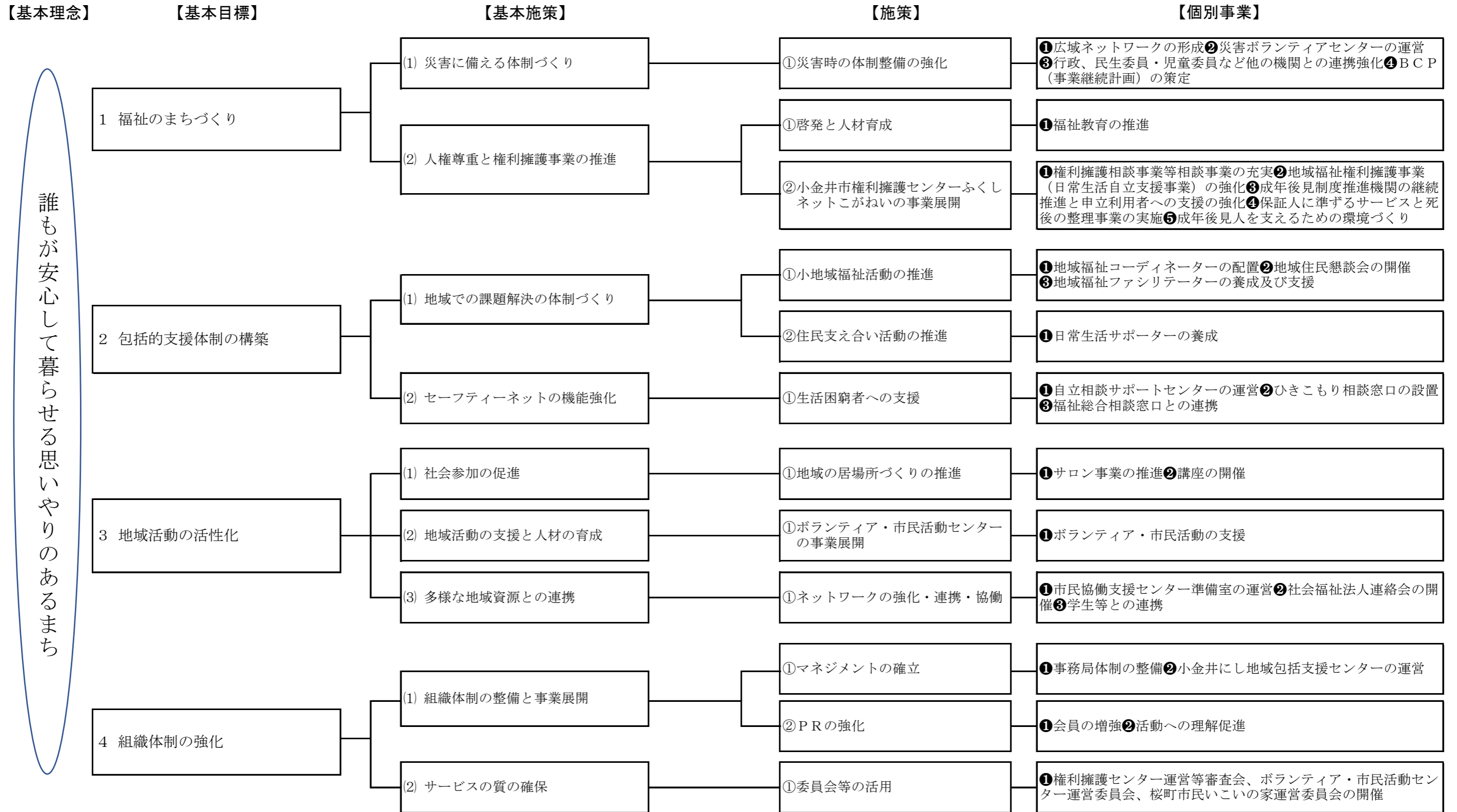
- ・市民協働支援センター準備室の運営や社会福祉法人連絡会の開催等、ネットワークの強化・連携・協働を進めます。

(4) 組織体制の強化

- ・地域活動を推進するため組織体制の強化を図ります。
- ・広報紙やホームページ等で社会福祉協議会活動への理解促進に努めます。
- ・各種委員会等で事業を評価しサービスの質の確保を図ります。

第3章 施策の展開

1 施策体系



2 施策の展開

基本目標 1 福祉のまちづくり

基本施策（1）災害に備える体制づくり

① 災害時の体制整備の強化

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------------------|--|-------|
| ① 広域ネットワークの形成 | 都内社協における本会所属の北多摩南部ブロック（狛江、調布、府中、三鷹、小金井）やその他隣接市（国分寺、小平、武蔵野）との連携協議の場を働きかけます。 | 地域福祉係 |
| ② 災害ボランティアセンターの運営 | 災害ボランティアセンター（以下、センター）設置・運営マニュアルを継続的に見直し、センター運営のシュミレーションなどを行いながら災害時に備えます。 | 地域福祉係 |
| ③ 行政、民生委員・児童委員など他の機関との連携強化 | 災害時要援護者や新たに支援が必要になった方の把握や情報共有が出来るようになるため、日常的なつながりを持つよう連絡調整を図ります。 | 地域福祉係 |
| ④ B C P（事業継続計画）の策定 | 自主事業については、事業継続計画をまとめるとともに、受託事業については、委託者との契約にもとづき、具体的な事業継続計画を協議します。 | 地域福祉係 |

基本施策（２）人権尊重と権利擁護事業の推進

① 啓発と人材育成

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|---------|---|-------|
| 福祉教育の推進 | 市内の小学校、中学校、高等学校を主に、福祉活動の従事者や福祉サービスを利用されている方による講演や実演などを学校の要望も聴きながら実施していくとともに、福祉教育に使用できるツールの検討、整備を行います。 | 地域福祉係 |

② 小金井市権利擁護センターふくしネットこがねいの事業展開

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-------------------------------|--|-------|
| ①権利擁護相談事業等相談事業の充実 | 増加する相談にこたえるため、相談員を増員し、常時相談を受けられる体制づくりを行います。 | 地域支援係 |
| ②地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の強化 | 待機者状況を改善するため、専門員を増員し、個々の契約者に対する支援を充実する体制づくりを行います。 | 地域支援係 |
| ③成年後見制度推進機関の継続推進と申立利用者への支援の強化 | 成年後見制度の利用が増える中、より一層の推進を図るため、相談体制を確立し、後見人への支援や成年後見制度の正しい理解を進めていきます。 申立利用者がスムーズに申立てできるよう支援体制を強化します。 | 地域支援係 |

| | | |
|--------------------------------|--|--------------|
| <p>④保証人に準ずるサービスと死後の整理事業の実施</p> | <p>2019年度から事業を開始し、保証人や死後の事務整理などにお困りの方への支援を展開します。</p> | <p>地域支援係</p> |
| <p>⑤成年後見人を支えるための環境づくり</p> | <p>成年後見制度利用促進法による中核機関を積極的に受任し、地域連携ネットワークの構築など成年後見人を支えるための環境づくりを行います。</p> | <p>地域支援係</p> |

基本目標 2 包括的支援体制の構築

基本施策（1）地域での課題解決の体制づくり

① 小地域福祉活動の推進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------------|---|-------|
| ①地域福祉コーディネーターの配置 | 各包括圏域に1名の設置をめざしながら、地域の支援を中心に地域課題の発掘、解決に向けた取組を行います。 | 地域福祉係 |
| ②地域住民懇談会の開催 | 地域課題を発掘し、住民主体による課題解決に向けた取組の実施のために包括圏域を基本として開催します。 | 地域福祉係 |
| ③地域福祉ファシリテーターの養成及び支援 | 三鷹市、武蔵野市、小金井市、その3市の社会福祉協議会とルーテル学院大学の協働による「地域福祉ファシリテーター養成講座」を開催し、修了後、その役割を地域で発揮できるよう支援を行います。 | 地域福祉係 |

② 住民支え合い活動の推進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|---------------|--|----------------|
| ①日常生活サポーターの養成 | 小金井にし地域包括支援センター圏域において、モデル的に地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターとの協働により、日常生活支援のボランティア育成とボランティアを必要とする人とのマッチングを行います。 | 地域福祉係 地域包括係 |

基本施策（２）セーフティネットの機能強化

① 生活困窮者への支援

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-------------------|---|-------|
| ① 自立相談サポートセンターの運営 | 増加する相談にこたえるため、相談員の増員に努力し、生活困窮者に対して常時相談支援できる環境づくりを行います。 | 地域支援係 |
| ② ひきこもり相談窓口の設置 | 本人、家族からの相談を受けるために月1回開催します。 | 地域福祉係 |
| ③ 福祉総合相談窓口との連携 | 市の地域福祉計画に計上された福祉総合相談窓口と連携し、利用する市民に対し、寄り添い支援できるよう環境づくりを行います。 | 地域支援係 |

基本目標 3 地域活動の活性化

基本施策（1）社会参加の促進

① 地域の居場所づくりの推進

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|------------|---|-------|
| ① サロン事業の推進 | 様々な課題を抱えた人が、気軽に立ち寄ることができる居場所の活動を支援していくために、ふれあい・いきいきサロン助成金によりサロン活動実施団体を支援します。また、サロン活動実施団体の情報共有の場を設定するなどして活動を支援します。 | 地域福祉係 |
| ② 講座の開催 | 様々な課題を抱えた人が、気軽に立ち寄ることができる居場所づくりの方法を学ぶための講座を開催します。 | 地域福祉係 |

基本施策（２）地域活動の支援と人材の育成

① ボランティア・市民活動センターの事業展開

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|----------------|---|-------|
| ①ボランティア市民活動の支援 | <p>中間支援組織としての機能と地域福祉活動におけるボランティア活動のニーズ調整機能を充実し、ボランティア活動を始めたい方やボランティアを必要としている個人・団体からの相談を受け付けるとともに、情報収集、情報発信を行います。</p> <p>また、市民活動団体への助成事業などを通して、地域福祉活動が円滑に行えるよう支援し地域福祉の向上に努めます。</p> | 地域福祉係 |

基本施策（３）多様な地域資源との連携

① ネットワークの強化・連携・協働

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-------------------|--|-------|
| ①市民協働支援センター準備室の運営 | <p>市民活動団体等と行政との協働支援を通して協働事業の情報発信や協働ネットワークの形成の支援を行います。</p> <p>また、市民活動団体リストの管理を行います。</p> | 地域福祉係 |

| | | |
|----------------------|--|--------------|
| <p>②社会福祉法人連絡会の開催</p> | <p>市内に法人本部、施設がある社会福祉法人が連携をして、地域における公益的な活動を推進していくために連絡会を開催し、必要な事業を行います。</p> | <p>地域福祉係</p> |
| <p>③学生等との連携</p> | <p>学生等と連携に向けた事業の維持・展開を図ります。</p> | <p>地域福祉係</p> |

基本目標 4 組織体制の強化

基本施策（1）組織体制の整備と事業展開

① マネジメントの確立

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|---------------------|---|-------|
| ①事務局体制の整備 | 職員体制や事業についての見直しを行っていきます。 | 地域福祉係 |
| ②小金井にし地域包括支援センターの運営 | 高齢者の生活を取り巻く様々な相談・虐待防止・権利擁護に関する相談等、横断的に支援が行えるよう事業の充実を図ります。 また、研修等に参加し、職員の専門性を高め、高齢者にとって利用しやすいセンターとなるよう努めます。 | 地域包括係 |

② PRの強化

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|-----------|--|-------|
| ①会員の増強 | 住民主体のまちづくりを推進するため、会員加入の働きかけを行います。 | 地域福祉係 |
| ②活動への理解促進 | 広報媒体や地域住民懇談会等を活用して広く、住民に周知を行っていくとともに町会・自治会等の会合等で活動紹介を行います。 | 地域福祉係 |

基本施策（２）サービスの質の確保

① 委員会等の活用

| 事業名 | 施策内容 | 担当 |
|--|--------------------------------|----------------|
| ①権利擁護センター運営等審査会、ボランティア・市民活動センター運営委員会、桜町市民いこいの家運営委員会の開催 | 各事業について、広く意見を聴きながら、事業の推進を図ります。 | 地域支援係 地域福祉係 |

資料

第二次地域福祉活動計画評価・課題

| 基本目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 | |
|---------------------------|------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 1 小地域を基盤とした総合的 生活支援の取組 | (1)地域福祉 コーディネーターの設置 | ①モデル地区の設定 | 「親交会」をモデル地区とし役員と話し合い住民懇談会を実施。その後職員の地域担当制を検討 | |
| | | ②小地域の活動基盤を作るため、小地域ネットワークを作る | 4 包括圏域ごとに住民懇談会を実施し、ネットワークの土台を作った。 | |
| | | ③地域福祉コーディネーターへ情報を伝達できるよう社協組織内の整備を図る | 職員の地域担当制を設置し、地域福祉コーディネーターと連携し地域活性を推進 | |
| | (2)住民支え合い活動の推進 | ①有償家事援助サービス | 従来と同様に、事業展開を見極め、事業実施すべきかを検討。 | |
| | | ②住民の組織化支援、啓発事業 | 「親交会」にてサロンや食事会を実施、包括と連携して認知症サポーター養成講座を開催 | |
| | | ③認知症高齢者見守りネットワーク活動 | 市民後見人が今後受任できるかを見極めたうえで、実施を検討 | |
| | 2 小地域福祉活動の推進 | (1)地域の居場所づくりの推進 | ①サロンの推進・展開 | ふれあい・いきいきサロン助成金の実施・サロン連絡会の開催 |
| | | | ②地域の居場所づくり講座 | 子ども食堂を立ち上げたグループの支援。今後も講座を行い新たな人材を育成していく。 |
| | | | ③子どもによる子どものための地域活動の推進 | 未実施 |

| 基本 目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 |
|---------------------------|----------------------------------|------------------------|--|
| 1 小地域を基盤とした総合的 生活支援の取組 | 2 小地域福祉活動の 推進 | ①地域福祉コーディネーターとの連携 | ファシリテーター修了生と協働しながら4地区で住民懇談会を実施 |
| | | ②活動支援 | 連絡会の開催及び情報交換 |
| | (3)既存のコミュニティの課題整理と課題を解決していくための取組 | ①町会・自治会活動の支援 | 地域懇談会を包括圏域で各1ヵ所を開設し町会自治会にも参加してもらい地域の課題を抽出 |
| 2 参加と自己表現を目指した協働の取組 | 1 住民が主体となって地域の福祉を実現するために | ①ボランティア相談、NPO法人設立・運営相談 | 継続的に実施 |
| | | ②さくらファンド助成金 | 幅広い分野での市民団体に活用された。 |
| | | ③情報収集と情報提供 | SNSの活用 |
| | | ④物品の貸出し | 実施 |
| | | ⑤空き家・空き部屋・空き店舗活用のための検討 | 店舗の空き時間を利用して地域懇談会を開催し、地域のサロンとしても活用を始めた。また、市の空き家対策の協議会に参加 |

| 基本 目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 |
|---------------------|----------------------|-----------------------------|---|
| 2 参加と自己表現を目指した協働の取組 | (2)啓発と人材育成 | ①児童・生徒の福祉教育の推進 | 夏のボランティア体験学習の実施・小中学校の授業への職員派遣等を実施 |
| | | ②新たな社会問題や地域課題についての講座、勉強会の企画 | フードバンクなど社会的に注目されている事項について講演会を開催 |
| | | ③地域活動へのきっかけづくり | 地域福祉ファシリテーター養成講座の開催、居場所づくり講座の開催、音楽療法ボランティア養成講座の開催等 |
| | (3)ネットワークの強化・連携・協働 | ①地縁組織と新しい市民活動団体（テーマ型）をつなぐ | こがねい市民活動まつりを、市のコミュニティ文化課と協働し実施。各種分野のNPO団体の参加のもと当初は小金井市福祉会館で実施、閉館後は小金井宮地楽器ホール及び広場にて実施し規模が拡大した。 |
| | | ②団体同士の情報交換の場を作る | こがねい市民活動まつりを、市のコミュニティ文化課と協働し実施。各種分野のNPO団体の参加のもと当初は小金井市福祉会館で実施、閉館後は小金井宮地楽器ホール及び広場にて実施し規模が拡大した。 |
| | | ③行政とNPOの協働推進 | 研修報告会の実施支援、協働事業提案制度への協力 |
| | (4)教育機関等への働きかけ・連携の強化 | ①学生と地域の出会場の場を作る | 未実施 |

| | | | |
|--|--|----------|-----|
| | | ②学生の地域活動 | 未実施 |
|--|--|----------|-----|

| 基本 目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 | |
|------------------|-----------------|----------------|-------------------------|--|
| 3 安全と安心のまちづくり | 1 防災・防犯活動の推進 | (1)災害時の体制整備の強化 | ①BCP（事業継続計画）の策定 | 未実施 |
| | | | ②災害時広域ネットワークの形成 | 東京ボランティア・市民活動センターと連携し、「首都直下地震時の災害ボランティア活動連携訓練」に協力。また、北多摩南部ブロックにおいて継続的に災害に係る取組を行ってきた。 |
| | | | ③行政・民生児童委員など他の機関との連携を強化 | 市総合防災訓練において、災害時における連絡系統の調整のための訓練を行うなどして課題を抽出し検討 |
| | | | ④災害ボランティアセンター設置・運営 | 災害ボランティアセンター設置訓練を継続的に実施してきた。訓練等から出てきた課題を整理しつつマニュアルを作成 |
| | | | ⑤災害ボランティア活動の推進 | 災害ボランティアミーティングを実施。青年会議所との協定に向けた準備を行ってきた。 |
| | | | ⑥避難者支援 | 北多摩南部ブロックで避難者支援バスツアーを実施した。また、被災児童に対する見舞金の支給事業を行った。 |
| | | | ⑦住民のコミュニティづくり | 町会等で「防災まちあるき」を実施し、住民共通の関心事項となる災害を通じた住民同士の関係性の構築を図った。 |

| | | | |
|--|-----------------------|-------------------|--------------------------------|
| | (2)住民・ボランティアと連携した防犯対策 | ①地域の防犯対策 | 未実施 |
| | | ②振り込め詐欺等詐欺対策の普及啓発 | これまでと同様の体制で状況把握を行い、警察等と連携していく。 |

| 基本目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 |
|---------------|--------------------------------|-------------------------------|--|
| 3 安全と安心のまちづくり | (1)小金井市権利擁護センターふくしネットこがねいの事業展開 | ①権利擁護相談等相談事業の充実 | 現体制で継続 |
| | | ②日常生活自立支援事業の強化 | 契約件数の増加により、委託人件費が増額される。現非常勤専門員を常勤化 |
| | | ③成年後見制度推進機関の継続推進と申立利用者への支援の強化 | 現職員のうち1名を担当者として兼務させ、相談や申立支援を強化 |
| | | ④法人後見、後見監督の実施の検討 | 現体制で継続 |
| | | ⑤保証人と死後の整理事業 | 事業案を作成し運営等審査会に提出 |
| | | ⑥成年後見人を支えるための環境づくり | 今後について、市と継続協議 |
| | (2)小金井にし地域包括支援センターの事業展開 | ①総合相談支援の充実 | 介護保険に関すること以外にも多様化する生活上の課題に対応できるよう職員間の情報共有を密に図った。 |
| | | ②権利擁護業務の取り組み強化 | 権利擁護センターと緊密に連携し、成年後見制度等を活用。消費者被害防止等、困難事例を中心に支援を行った。 |
| | | ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実 | 居宅の介護支援専門員と連携し、介護支援専門員向けの勉強会を開催した。小地域ケア会議や個別ケア会議も随時開催し地域住民とも関わりを持った。 |

| | | | |
|--|--|--------------------------------------|---|
| | | ④二次予防事業対象者把握及び介護予防ケアマネジメントの継続推進 | 2016年から介護予防・日常生活支援総合事業が開始となった。市・介護事業者等と調整を図りプランの作成を行った。 |
| | | ⑤介護予防体操（小金井さくら体操）の普及と認知症サポーター養成講座の展開 | 「シニアのための地域とつながる応援ブック」を活用しながら地域資源の活用を努めた。サポーター人数を増やしながらもフォローアップ研修を開催 |

| 基本目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 |
|---------------|------------------------|--------------|---|
| 3 安全と安心のまちづくり | (3)福祉用具展示場ふれ愛センターの事業展開 | ①相談の充実 | 事業終了後ふれ愛センターのボランティアと今後何ができるか検討を行った。 |
| | | ②新製品の情報提供 | 事業終了 |
| | | ③サロンの実施 | 事業終了 |
| | (4)生活困窮者対策 | ①生活福祉資金貸付事業 | 生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業を市が実施、本会が受託し窓口を設置。生活福祉資金の窓口も併設し生活困窮者対策の充実を図った。 当初懸案であった低所得者・離職者離職者対策事業の相談事業のすみわけについては、本相談事業が生活困窮者自立相談支援事業の相談事業に吸収されることで整理された。 |
| | | ②中間的就労（非雇用型） | ボランティア市民活動センターでの軽作業をもって就労支援センターこころと連携し実施 |

| | | | |
|--|--|---------------|--|
| | | ③ひきこもり相談窓口の設置 | ひきこもりとなっている当事者及び家族の相談を月1回（第4火曜日）2件を上限に実施 |
|--|--|---------------|--|

| 基本目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 |
|--------------------|----------------|----------------|--|
| 4 社会福祉協議会の質の向上を目指す | 1 組織体制の整備と事業展開 | (1) 会員増強 | <p>①社協活動の理解を促進するために</p> <p>社協のしおりやチラシに掲載している内容について再度確認し、市民により理解を得られるような情報提供を実施</p> <p>②個人、団体、企業へのPRの強化</p> <p>未実施</p> <p>③地域イベントへの参加</p> <p>防災まち歩きから、その他の防災イベント等に発展し町会自治会の活動を支援し住民のコミュニティ活動を進めている。 その他、地域懇談会の開催、こがねい市民まつり、各種イベントの企画運営等も含め参加した。</p> |
| | | (2) 部会(委員会)の設置 | <p>①地域福祉推進のためのソーシャルワーク部会（仮称）の設置を検討</p> <p>未実施</p> |
| | | (3) 収益事業の展開 | <p>①収益事業に関する検討会</p> <p>各社協へ調査を実施し小金井が取り組むべき収益事業のあり方を検討</p> |
| | | ①マネジメントの確立 | 各担当の研修会への参加。職員研修を実施。定期的な担当の見直しを検討 |

| | | | |
|--|---------------|--------------------|------------------------------------|
| | (4)事務局体制 | ②職員のスキルアップ | 東社協実施の研修の他、北多摩南部ブロック社協連絡会実施の研修会に参加 |
| | (5)社協活動のPRの強化 | ①広報誌「福祉こがねい」 | 広報委員（職員）を選出し多角的に取り組んでいる。 |
| | | ②インターネットを活用した広報の実施 | HPの見直しを行った。 |

| 基本目標 | 事業区分 | 事業項目 | その後の取組 |
|--------------------|--|-----------------------|--------------------------|
| 4 社会福祉協議会の質の向上を目指す | 1 組織体制の整備と事業展開 | ③必要な情報が届かない高齢者等への情報提供 | サロン実施団体に情報が提供される仕組み作りを検討 |
| | | ④イメージキャラクターなどを利用したPR | 未実施 |
| | 2 計画の評価の実施とサービスの質の確保 (1)第三者評価委員会の設置 | ①内部事業評価及び外部評価 | 未実施 |

| |
|---|
| 評価・課題 |
| 週2.5人の自主財源による地域福祉コーディネーターの配置で実施しているが、本格的な実施に向けては配置について充実が必要と思われる。 |
| 住民懇談会を包括圏域に設置することができた。住民懇談会から吸い上げたニーズにどう対応していくかが課題 |
| 現状では週2.5人の自主財源による地域福祉コーディネーターと地域担当職員と連携し、地域に入り住民と多くの時間を共有することにより、地域福祉課題を解決する方向を考えていかなければならない。 |
| 現在までの結果を受けて、対応を協議していく。 |
| モデル地区を設置したが、事務所移転に伴って本会からの関わりが手薄となった。今後の進め方を検討していく必要がある。 |
| 成年後見制度利用促進計画において、ネットワーク化が言われているため、認知症高齢者だけではない後見人を支援する形でのネットワーク化を進めていく。 |
| 居場所づくり講座修了生や地域福祉ファシリテーター養成講座修了生によりサロンを立ち上げた。サロンをより市民に分かりやすく伝えていくことが今後の課題 |
| 講座の実施により、サロンの立ち上げに結びついており、一定の成果を上げている。 |
| 再検討 |

評価・課題

住民懇談会を包括圏域に設置することができた。住民懇談会からニーズを吸い上げることができた。

継続してファシリテーターの方達との連携を密にし、フォローアップを行っていくことが必要

地域福祉コーディネーターと地域福祉ファシリテーターによる地域懇談会の開催により、地域課題を吸い上げる場の設置が出来た。その上で地域課題を住民とどのように解決していくかの仕組み作りが課題

相談は継続的に実施。記録から相談内容の傾向等の分析を行い、相談支援の充実が必要

ファンドの活用状況を広く市民に知らせていく仕組みの構築が必要

SNSの活用は始まったが、活用方法についてはさらに検討が必要

より必要とされる貸出物品の整備と設置場所の確保及び貸出の周知が必要

空き家の活用は継続的な課題であるが、空き店舗の活用のきっかけは出来たことから、これをモデルに今後も継続的に活用を検討

評価・課題

施設のボランティア受入れ担当者の連絡会を実施したが、継続できていない。今後も連絡会の開催を検討していく。

夏のボランティア体験学習を継続して実施、多くの子どもたちが参加しており、継続して実施していく必要がある。

時節にあった講座で参加者は熱心な方が多く好評なものが実施できたが、講座の開催目的などを明確にしていく必要がある。

講座の実施により、サロンの立上げ等に結びついており、一定の成果を上げている。

多くの市民活動団体が参加するイベントとして定着してきている。毎回テーマを設け、市民に向けて市民活動のPR活動となっている。

多くの市民活動団体が参加するイベントとして定着してきている。毎回テーマを設け、市民に向けて市民活動のPR活動となっている。地縁組織を巻き込んでいくことができるかが課題

協働事業提案制度の取組については考え方も含めまだ模索している感があり、協働の理念を確かめつつ協力していく必要がある。

再検討

再検討

評価・課題

災害時の職員体制と事業体制を
検討していくことが必要

行政単位を超えて共に災害時の
対応を検討し、訓練を実施する
ことができた。このような関係
性を維持しつつ、本市の災害
時の対応に何をすべきかを確認
し、検討していく必要がある。

早急に災害ボランティアセン
ターの体制を作り上げ、他機関
との関係性を強化する基盤を作
る必要がある。また、社協全体
として災害時対応についても検
討する必要性が明確となってき
た。

早期に災害ボランティアセン
ター設置・運営マニュアルを作
成し、実質的な運営方法につい
て着手する必要がある。

災害ボランティアセンター設
置時に協力してもらう市民、関
係団体との連携を深めることが
徐々に進んできた。

市内に在住する避難者は他地
区の公営住宅に避難している人
との人数で比較すると少数と
なっていて、あまり大きな動き
ができなかった。

住民の共通関心事項である災
害対策を軸にした形で町会・自
治会に対してのアクションを起
こすことができた。ノウハウの
蓄積が出来てきた中で、今後ど
のように展開していくかが課題

| |
|---------------------------------|
| 再検討 |
| 権利擁護事業の普及とともに、これまでと同様に対応を続けていく。 |

| |
|---|
| 評価・課題 |
| 人員増が難しいため、研修に積極的に参加する等、充実を図っていく。 |
| 慢性的な待機者がいる状態を解消し、適切な人員体制を構築する必要がある。 |
| 推進機関の在り方と申立利用者への支援の強化については、成年後見制度利用促進計画の策定とともに検討していく。 状況に応じて、人員増を市に要求する。 |
| 法人後見や後見監督に関する環境が変化しつつある中で成年後見制度利用促進計画の策定とともに検討していく。 人員増が難しいため、現体制で充実を図る。 |
| 事業の推進を続ける。 |
| 成年後見制度利用促進計画を策定する中で、環境づくりを考える場を設定していく。 |
| 継続し情報共有、検討を行い対応できる環境を維持する。多種多様な相談に対応できるよう、フォーマルはもとよりインフォーマルサービス関係者と連携を図る。 |
| 虐待なのか判断が難しく対応に苦慮するケースがあり、関係機関と連携し慎重に対応する必要がある。消費者被害については、関係機関と連携して啓発・予防・早期発見に努める。 |
| 介護支援専門員のネットワーク構築・実践力向上、ケアマネジメント力向上のため、関係機関の幅を広げ、連携体制を強化する必要がある。 |

| |
|--|
| <p>生活支援コーディネーター等との連携で社会資源の発掘・活用をしつつ固定観念にとらわれない発想でのプラン作成が必要。</p> |
| <p>認知症地域支援推進員を中心に認知症ケアパス活用や認知症初期集中支援事業実施等により、引き続き相談・支援体制の拡充に努める。</p> |

| |
|---|
| <p>評価・課題</p> |
| <p>専門相談という事業ではなく、福祉機器に関する情報提供が出来き、気軽に聞くことができる場の提供が必要</p> |
| <p>同上</p> |
| <p>同上</p> |
| <p>生活困窮者に対するアプローチについて、検討・実施していくとともに、市関係各課の他、関係機関との連携をより密にして、困難ケース等への対応を進めていく。 生活困窮者自立相談窓口である自立相談サポートセンターの相談とともに連携を密にして対応していく。</p> |
| <p>社会との接点をつくり、日常生活のリズムを作るといった就労準備支援を継続的实施していくことが必要</p> |

ひきこもり相談の今までの実績について、評価分析し、ひきこもり対策について検討していくことが必要

評価・課題

チラシだけでなく、広報媒体全体の見直しを継続して行う必要がある。

再検討

イベントに参加することにより、各種団体との関係が深まった。
イベントに参加する上での狙いなどを十分検討した上で参加をしていく必要がある。

再検討

基本的には会費・募金・寄付金の増収を検討する。その他社協として相応しい収益事業を調査結果を踏まえ検討する。

定期的な担当の見直しを検討することが望ましい。

| |
|---|
| <p>業務上の専門性の部分では東社協の研修に参加しているが、一般的な職員向けのスキルアップに関する研修が不足している。</p> |
| <p>広報委員を公募するなど広報の充実を検討していく。</p> |
| <p>更新を頻繁に行える体制を構築することが望ましい。</p> |

| |
|--|
| <p>評価・課題</p> |
| <p>情報提供の仕組み、関係強化については継続的に進める必要がある。また、どのような情報が届いていないかを収集し、情報を提供していく必要がある。</p> |
| <p>再検討</p> |
| <p>再検討</p> |

地域福祉活動計画策定経過

(1) 策定会議

| | 開催日 | 主な内容 |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 2018年6月12日 | <ul style="list-style-type: none">・第二次地域福祉活動計画の総括について・第三次地域福祉活動計画の検討について (1) 策定スケジュールについて (2) 市地域福祉計画との関係について |
| 第2回 | 2018年9月25日 | <ul style="list-style-type: none">・第二次地域福祉活動計画の評価・課題について・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について・施策体系案について |
| 第3回 | 2019年1月15日 | <ul style="list-style-type: none">・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第4回 | 2019年3月12日 | <ul style="list-style-type: none">・最終確認 |

(2) 作業部会

| | 開催日 | 主な内容 |
|-----|-----------|--|
| 第1回 | 2018年2月5日 | <ul style="list-style-type: none">・第二次地域福祉活動計画の総括について・第三次地域福祉活動計画策定スケジュールについて |
| 第2回 | 2018年3月5日 | <ul style="list-style-type: none">・第二次地域福祉活動計画の総括について・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第3回 | 2018年4月2日 | <ul style="list-style-type: none">・第二次地域福祉活動計画の総括について・第三次地域福祉活動計画の内容の検討 |

| | | |
|------|------------|--------------------------|
| 第4回 | 2018年5月7日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第5回 | 2018年6月4日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第6回 | 2018年7月2日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第7回 | 2018年8月6日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第8回 | 2018年8月27日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第9回 | 2018年9月10日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第10回 | 2018年10月2日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第11回 | 2018年11月5日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第12回 | 2018年12月3日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第13回 | 2019年1月7日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の検討について |
| 第14回 | 2019年2月4日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の確認について |
| 第15回 | 2019年3月5日 | ・第三次地域福祉活動計画の内容の最終確認について |

策定メンバー名簿

策定アドバイザー

敬称略

| NO | 氏名 | 所属 |
|----|-------|------------|
| 1 | 金子 和夫 | ルーテル学院大学教授 |
| 2 | 近藤 優美 | 東京都社会福祉協議会 |

策定委員

| NO | 氏名 | 所属 |
|----|--------|-----------------|
| 1 | 木場 征夫 | 地域福祉ファシリテーター |
| 2 | 佐野 弘美 | 地域福祉ファシリテーター |
| 3 | 土井 宮江 | 地域福祉ファシリテーター |
| 4 | 橋本 美智世 | 地域福祉ファシリテーター |
| 5 | 福井 高雄 | 地域福祉ファシリテーター |
| 6 | 伏見 佳之 | 小金井市福祉保健部地域福祉課長 |

作業部会

| NO | 氏名 | 所属 |
|----|--------|----------------------|
| 1 | 深澤 義信 | 小金井市社会福祉協議会常務理事 |
| 2 | 林 文男 | 小金井市社会福祉協議会事務局長 |
| 3 | 室岡 利明 | 小金井市社会福祉協議会地域支援係長 |
| 4 | 石塚 勝敏 | 小金井市社会福祉協議会地域福祉係長 |
| 5 | 久野 紀子 | 小金井市社会福祉協議会地域包括係長 |
| 6 | 近江屋 哉子 | 小金井市社会福祉協議会主事 |
| 7 | 武井 由紀子 | 小金井市社会福祉協議会主事 |
| 8 | 嶋田 直人 | 小金井市社会福祉協議会主事 |
| 9 | 泉 浩 | 小金井市社会福祉協議会主任（再雇用職員） |

用語解説

| 用 語 | 解 説 |
|--------------|--|
| 権利擁護事業 | 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う事業 |
| 生活支援コーディネーター | 高齢者の方の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービス提供体制構築に向けたコーディネート機能の役割を担う人 |
| 成年後見制度 | 認知症や知的、精神障がい等のために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービス等を利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為を代行する。 |
| 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の方や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の方一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会 |
| 地域福祉計画 | 社会福祉法では、福祉に共通して取り組むべき事項を一体的に定める計画として位置付けられている。 小金井市の地域福祉計画は、保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す計画と位置付けている。 |

| 用 語 | 解 説 |
|--------------|---|
| 地域福祉コーディネーター | 制度の狭間にあるような、困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）を行うとともに、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の課題として認識し、地域住民と一緒に解決できるような活動（地域支援）を推進する社会福祉協議会職員 |
| 地域福祉ファシリテーター | 地域の福祉課題の掘り起こしや解決に向けた活動方法を市民と一緒に考え、サポートするために必要な知識と技術を習得した市民 |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者の方の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域の包括的なサービス提供体制 |
| 地域包括支援センター | 地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的機能を持ち、主任ケアマネージャー・保健師・社会福祉士等が配置され、高齢者の方への支援を行う中核機関 |